

第7次福井県医療計画における 指標の追加等について

厚生労働省の動向

○令和2年4月13日 厚労省通知

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」を改正し、医療計画における5疾病5事業および在宅医療に関する指標の追加等を都道府県に要請

平成26年10月1日に施行された改正医療法において、医療計画の期間が5年から6年に改正され、都道府県として必要があると認めるときは、3年ごとに変更するものとされた。

○令和2年5月12日 厚労省通知

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、指標の追加等は、令和2年度～令和3年度中に行うよう都道府県に通知

○令和2年12月14日 医療計画の見直し等に関する検討会 報告書

「新興感染症等の感染拡大時における医療」を医療計画の記載事項に位置付けるには、厚生労働省において詳細な検討を行った上で、医療計画に係る国の「基本方針」等の見直しが必要

次の第8次医療計画(2024年度～2029年度)から「新興感染症等の感染拡大時における医療」を記載することが適当

○令和3年5月28日 改正医療法の公布

医療計画の記載事項として「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する事項を追加(令和6年4月1日施行)

本県の対応状況

- ・ 国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正を踏まえ、本県の第7次医療計画において、指標(現状把握や課題抽出に活用するための参考データ)の追加等を行うか、医療審議会各部会で検討を行い結論を得た。

国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正(指標例の追加等)

項目	国指針の改正内容	担当部会
がん 脳卒中 心筋梗塞等の心血管疾患	・第7次医療計画については、引き続き現在と同様の指標を使用	がん対策委員会(保健予防課) 脳卒中医療体制検討部会(地域医療課) 心疾患医療体制検討部会(地域医療課)
糖尿病	(指標の追加) ・糖尿病患者の新規下肢切断術の件数 ・1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数	糖尿病医療体制検討部会 (健康政策課)
精神疾患	(指標の追加等) ・依存症専門医療等機関、依存症治療拠点機関の数 ・摂食障害治療支援センター数 ・てんかん診療拠点機関数	精神疾患対策部会 (障がい福祉課) など
小児医療	(指標の追加等) ・災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標化 ・小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加 ・小児の訪問診療を受けた患者数の追加	小児医療体制検討部会 (地域医療課)
産科(周産期)医療	(指標の追加等) ・ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数 ・災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標化 ・母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率の取得方法の変更	周産期医療協議会 (健康政策課) など
救急医療	(指標の追加) ・救命救急センター充実段階評価にS評価を追加 ・地域で行われている多職種連携会議の開催回数 ・中核・高次の救急医療機関とその他の周辺の救急医療機関との間の搬送件数	救急・災害医療体制検討部会 (地域医療課) など
災害医療	(指標の追加等) ・災害拠点病院におけるBCPの策定率を指標から削除 ・災害医療コーディネーター任命者数 ・医療従事者に対する災害医療教育の実施回数	救急・災害医療体制検討部会 (地域医療課) など
へき地医療	(指標例の追加) ・へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合 ・へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	へき地医療支援計画策定会議 (地域医療課)
在宅医療	(指標の追加) ・訪問診療を実施している医療機関数 ・小児の訪問診療を実施している診療所・病院数 ・小児の訪問診療を受けた患者数	在宅医療体制検討部会 (長寿福祉課) など

○第7次福井県医療計画 指標の追加（糖尿病）

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)
糖尿病患者の新規下肢切断術の件数	糖尿病足病変は下肢切断につながり、QOLの著しい低下を来すにも関わらず、指標に設定されていないため。	患者数:38人 4.9人/10万人対	患者数:7,852人 6.2人/10万人対	NDBデータ 調査年:平成30年
1型糖尿病の専門的治療を行う医療機関数	1型糖尿病は合併症予防・QOL維持のために専門的な治療が必要となることが多いため。	医療機関数:15施設 1.9施設/10万人対	医療機関数:1,363施設 1.1施設/10万人対	NDBデータ 調査年:平成30年

※ 上記の指標は、糖尿病治療において不可避ないし継続的に行われる治療であるため、今後の活用に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けないと考えられる。

精神疾患対策部会（障がい福祉課）①

○第7次福井県医療計画 指標の追加等（精神疾患）

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)	数値目標
依存症専門医療等機関、 依存症治療拠点機関数 (数値目標に設定)	精神疾患の領域における医療連携体制の構築と各種事業との連携を強化するため。	専門医療機関 1施設 治療拠点機関 0施設	(都道府県指定) 専門医療機関 38施設 治療拠点機関 30施設	厚生労働省調査 令和3年3月	(2023年度) 専門医療機関 3施設以上 治療拠点機関1施設
摂食障害治療支援センター数 (数値目標に設定)		0施設	4施設	摂食障害全国基幹センター調べ 令和3年3月	(2023年度) 1施設
てんかん診療拠点機関数		0施設	21施設	てんかん全国支援センター調べ 福井県:令和3年3月 全国:令和2年10月	—
地域平均生活日数 (数値目標に設定)	退院患者の地域生活の状況を反映できるようにするため。	306日	310日(全国平均)	厚生労働省資料 平成28年3月退院者	316日(国の数値目標)

精神疾患対策部会（障がい福祉課）②

○第7次福井県医療計画 指標の追加等（精神疾患）

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)
精神科救急入院料を算定した病院数	より患者に対する質の高い精神医療の提供に関するものとして、精神保健医療体制の高度化に資する項目を追加するため。	2病棟	286病棟	精神保健福祉資料 令和元年度
精神科救急医療施設数 常時対応型 輪番型 合併症型 外来対応型		0施設 7施設 0施設 0施設	55施設 1,018施設 18施設 106施設	福井県：国への実績報告 令和2年度 全国：国立精神・神経医療研究センター資料 平成29年度
精神科救急医療体制整備事業における受診件数		734件	—	国への実績報告 令和元年度
精神科救急医療体制整備事業における入院件数		362件	—	国への実績報告 令和元年度

※ 上記の指標は、精神科において新型コロナウイルス感染症対策がとられており、一般患者の受入れに大きな影響はないため、今後の活用に当たり、特に支障はないと考えられる。

小児医療体制検討部会（地域医療課）

○第7次福井県医療計画 指標の追加等（小児医療）

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)	数値目標
災害時小児周産期リエゾン 任命者数 (数値目標に追加)	災害時に、県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるようにするため。	10名 1.3名/10万人対 ※令和3年度末	587名 0.5名/10万人対 ※令和3年8月現在	県:独自調査 (研修受講者より任命) 全国:医療計画作成支援 データブック	年2名
医療的ケア児を受け入れている 医療機関数	本県の医療的ケア児の受入状況を把握し、必要な医療体制の改善につなげるため。	18機関	—	県独自調査 調査年月:令和3年7月 (H30調査:13機関)	—
居住医療圏内に受入医療機関 がある医療的ケア児の割合		70.3%	—	県独自調査 調査年月:令和3年7月 (H30調査:70.3%)	—

- ※ 災害時小児周産期リエゾン任命者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることから、感染状況を考慮して、評価することとする。
- ※ その他の指標は、現状の診療体制を指標化したものであり、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けないと考えられる。
- ※ 国の指針で示されている「小児の訪問診療を実施している診療所・病院数」および「小児の訪問診療を受けた患者数」については、在宅医療の指標として採用することとし、小児医療では採用しない。

周産期医療協議会(健康政策課)

○第7次福井県医療計画 指標の追加等(周産期医療)

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)	数値目標
ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2届出医療機関数	精神疾患を合併する妊産婦への対応について、多職種が連携して患者に対応する体制を評価するため。	4機関 0.5機関/10万人対	874機関 0.7機関/10万人対	社会医療診療行為別統計・調査 令和2年3月現在	—
災害時小児周産期リエゾン任命者数 (重点指標として追加)	災害時に、県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるようにするため。	10名 1.3名/10万人対 ※令和3年度末	587名 0.5名/10万人対 ※令和3年8月現在	県:独自調査 (研修受講者より任命) 全国:医療計画作成支援データブック	年2名
母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率 (取得方法の変更) 消防機関による搬送数 →周産期母子医療Cでの搬送受入数	周産期医療機関の受入能力を適切に評価するため。	母体搬送数:106件 13.7件/10万人対 新生児搬送数:39件 5.0件/10万人対 搬送率:1.0	母体搬送数:24,522件 19.3/10万人対 新生児搬送数:16,009件 12.7/10万人対 搬送率(全国平均):1.0	周産期医療体制調査 調査年:平成30年	—
母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数 (算出方法の変更) 消防機関による搬送困難事例件数 →周産期母子医療Cによる受入困難事例件数		母体搬送:9件 1.2/10万人対 新生児搬送:4件 0.5/10万人対	母体搬送:5,264件 4.2/10万人対 新生児搬送:1,319件 1.0/10万人対	周産期医療体制調査 調査年:平成30年	—

※ 災害時小児周産期リエゾン任命者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることから、感染状況を考慮して、評価することとする。

※ その他の指標は、現状の診療体制を指標化したものであり、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けないと考えられる。

○第7次福井県医療計画 指標の追加 (救急医療)

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)
都道府県の救命救急センターの充実度評価S及びAの割合 (S評価の追加)	救命救急センター充実度評価に新たにS評価が追加されたため。	2施設/2施設 (100%)	293施設/295施設 (99.3%)	救命救急センターの評価結果 調査年:令和2年度
転棟・退院調整をする者を常時配置している救命救急センターの数 (重点指標に追加)	地域で連携したきめ細かな取組を行うことができる体制を評価するため。	1施設/2施設 (50%)	149施設/292施設 (51%)	救命救急センターの評価結果 調査年:令和元年度

- ※ 上記の指標は、年間受入救急車搬送人員数など評価項目の一部が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることから、感染状況を考慮して、評価することとする。
- ※ 国の指針で示されている「多職種連携会議の開催回数」については、在宅医療における退院支援として整理した方がよい等の理由により、指標に追加しない。
- ※ 国の指針で示されている「中核・高次の救急医療機関とその他の周辺の救急医療機関との間の搬送件数」については、病院間の転院搬送件数が多ければよいか、少ないほうがよいか評価が難しいため、指標に追加しない。

救急・災害医療体制検討部会(地域医療課)

○第7次福井県医療計画 指標の追加等 (災害医療)

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)	数値目標
災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定率 (指標から削除)	厚生労働省の調査において全ての災害拠点病院が策定していることを確認しているため。	9施設/9施設 (100%)	100%	災害拠点病院の現況調査 調査年:令和元年度	—
災害時小児周産期リエゾン任命者数	大規模災害時等に適切に保健医療活動が行われるよう両者を活用した体制の構築を進める必要があるため。	10名 1.3名/10万人対 ※令和3年度末	587名 0.5名/10万人対 ※令和3年8月現在	県:独自調査 (研修受講者より任命) 全国:医療計画作成支援 データブック	年2名
災害医療コーディネーター任命者数		25名 ※令和3年7月	1,642回 ※令和元年	県:独自調査 全国:医療計画作成支援 データブック	—
災害時の医療チーム等の受入を想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関(消防、警察等)、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数に、関係機関として「保健所、市町村等」を追記	災害時に適切な医療を実施するためには保健所、市町との連携が欠かせないため。	1回 (原子力防災訓練)	—	県独自調査 令和2年度実績	—
医療従事者に対する災害医療教育の実施回数	本県における医療従事者向けの災害医療教育体制を確認するため。	1回 (EMIS操作研修) ※令和2年度	277回 ※令和元年	県:独自調査 全国:医療計画作成支援 データブック	—

※ 災害時小児周産期リエゾン任命者数、災害訓練の実施回数および災害医療教育の実施回数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることから、感染状況を考慮して、評価することとする。

○第7次福井県医療計画 指標追加の検討結果 (へき地医療)

【国の指針で示されている内容】

指標	追加の理由	数値目標
へき地医療拠点病院のうち主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)の年間実績が合算で12回以上となる医療機関の割合	良質かつ適切なへき地医療を提供する体制を構築するため	100%
へき地医療拠点病院のうちへき地医療拠点病院の必須事業(主要3事業に遠隔医療等の各種診療支援を加えた4事業)の実施回数が年間1回以上となる医療機関の割合		100%

【部会での検討結果】

- ・指標の追加項目について、本県は数値目標を達成していない年度がある。
- ・しかしながら、達成していない年度においてもこれまで全要請に対応できており、また、第7次医療計画における目標設定に当たっては、本県の実情を踏まえ、事業の実施回数ではなく全要請に対応することとしている。
- ・よって、国が示しているような指標・数値目標の追加ではなく、これまでと同様に全要請に対応することとする。

※ 派遣要請への対応は、令和2年度以降においても全て対応できているため、今後の活用に当たり、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けないと考えられる。

在宅医療体制検討部会(長寿福祉課)①

○第7次福井県医療計画 指標の追加等 (在宅医療)

指標	追加の理由	福井県の数値	全国の数値	備考(出典等)	数値目標
訪問診療を実施している医療機関数 (数値目標に設定)	在宅医療の提供体制を着実に整備するため。	288施設	—	県独自調査(国保・後期・ 社保レセプトデータ) R2.9現在	現状維持
小児の訪問診療を実施している医療機関数	小児在宅医療の提供体制について、小児医療に係る体制整備と整合的となり、成育過程を踏まえた整備を行うため。	18施設 2.33施設/10万人対	—	県独自調査 R3.4現在	—
小児の訪問診療を受けた患者数		418件 54.47件/10万人対	31,068件 24.57件/10万人対	厚労省提供資料 (R2医療計画作成支援 データブック)	—
在宅で活動する栄養サポートチーム(NST)と連携する歯科医療機関数(歯科疾患在宅療養管理料件数)	在宅歯科医療を推進するため。	5,389件 701.93件/10万人対	3,189,556件 2528.58件/10万人対	NDBデータ (R1現在)	—
訪問口腔衛生指導を提供した医療機関数		17施設 2.18施設/10万人対	5,151施設 4.07施設/10万人対	医療施設調査 (H29.10現在)	—
訪問口腔衛生指導を受けた患者数		5,778人 752.60人/10万人対	6,229,144人 4,938.28人/10万人対	NDBデータ (R1現在)	—

※「小児の訪問診療を受けた患者数」および「訪問口腔衛生指導を受けた患者数」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることから、感染状況を考慮して、評価することとする。

※ その他指標は、施設数に関する指標であるため、今後の活用に当たり、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響は受けないと考えられる。

在宅医療体制検討部会(長寿福祉課)②

○福井県医療計画の数値目標について、以下のとおり、コロナ禍以前の令和元年度の数値を基準とした新たな数値目標を設定。

項目	旧(H29～R5)		新(R1～R5)	
	H29策定時 旧基準値	R5目標値 (従来)	現状値 (新基準値)	R5目標値 (見直し)
①訪問診療を受けた患者数	2,996人 (H28)	3,392人	3,128人 (R1)	3,392人※
②訪問看護の利用者数	5,207人 (H28)	15%増加 (5,998人)	6,366人 (R1)	8%増加 (6,875人)
③介護支援連携指導を受けた患者数	3,677人 (H27)	15%増加 (4,228人)	4,320人 (R1推計値)	8%増加 (4,665人※)
④在宅ターミナルケアを受けた患者数	257人 (H27)	15%増加 (296人)	449人 (R1推計値)	8%増加 (484人※)
【新規】 ⑤訪問診療を実施している医療機関数	—	—	288施設 (R2)	現状維持

※第8期介護保険事業計画の記載数値と合致

- 各部会での検討結果を踏まえて、第7次福井県医療計画における指標の追加等を行いたい。
- 指標の追加等に伴い、冊子の発行（更新後の第7次医療計画の再印刷）は行わず、今回の更新内容をホームページで公表することにより対応したい。
- 第7次医療計画の更新作業を進め、3月中をめどにはホームページで公表したい。
- 追加等した指標については、今後、各部会において現状把握や課題抽出のための参考データとして活用する。
また、追加した指標のうち数値目標としたものは、目標達成に向けて進捗状況を確認していく。
- 「新興感染症等に関する医療体制」については、今後策定される国の基本方針等を踏まえ、次の第8次医療計画（2024年度～2029年度）において盛り込むこととしたい。